

第3回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年2月3日（月）16時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 国内外発生状況（政府対策本部資料）（2月1日9時時点）

	中国	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア
患者数	11,791	13	11	10	13	1	19	5	8
死亡者数	259	0	0	0	0	0	0	0	0

	オーストラ リア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボ ジア	スリランカ	アラブ 首長国 連邦	フィンラン ド
患者数	9	6	3	6	6	1	1	4	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェー デン	スペイン	合計
患者数	1	1	2	2	2	1	1	11,918
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	259

○ 都内発生状況 4名（2月1日9時時点）

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・中国から帰国した在留邦人 1名

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法
施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の多言語対応
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

[中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施

<第1便>

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
- ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
 - ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

<第2便>

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
 - ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機
 - 総務局からリエゾン2名を派遣
 - 福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院

〔帰国邦人への対応〕

- 国の要請を受け、帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる警察大学
校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣
- 宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁
舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済。これに伴
い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣終了

〈第3便〉

- 1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着
東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機
総務局からリエゾン2名を派遣
福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣
- 咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- 帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉
県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知

(政策企画局)

- ・ 感染症対策に在京大使館等への情報提供

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNSを始め、各種媒体を活用した広報活動

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

(教育庁)

- ・ 学校への感染症対策の注意喚起

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施

新型コロナウイルス感染症対策・今後の対応

1 相談体制の拡充

- 「帰国者・接触者電話相談センター（※）」の新規開設
 - ・ 疑い例を「帰国者・接触者外来」に確実につなげるため、「帰国者・接触者電話相談センター」を新たに開設
 - ※ 都及び保健所設置自治体（特別区、八王子市、町田市）で共同運営
 - ※ 今週末を目途に開設

2 医療体制の整備

- 「帰国者・接触者外来（※）」の新規開設
 - ・ 疑い例の診療を担う「帰国者・接触者外来」を二次医療圏に1か所以上確保
 - ※ 感染症診療協力医療機関（非公表）に開設
 - ※ 今週末を目途に開設

3 検査体制の強化

- 健康安全研究センターの新型コロナウイルス検査枠を拡大
 - ・ 1日あたり現行の10件から最大30件に拡大

4 都民への情報提供の充実

- 新設・拡充する相談体制の周知
- ホームページによる情報提供の充実
 - ・ 予防策や、発生時の家庭や職場での対応などを、最新の知見に基づき提供
 - ・ 相談窓口の相談対応の蓄積を生かし、Q&Aを充実

5 関係機関の対応力向上

- 医療機関への支援
 - ・ 医療機関専用ホームページで、各種通知や知見を随時提供
 - ・ 「帰国者・接触者外来」設置医療機関や感染症指定医療機関等に、防護服を提供
- 保健所への支援
 - ・ 保健所の積極的疫学調査の円滑な実施のため、必要に応じて、技術的支援、防護服を提供

新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制（案）

令和2年2月3日
福祉保健局

○ 相談・医療提供体制を強化

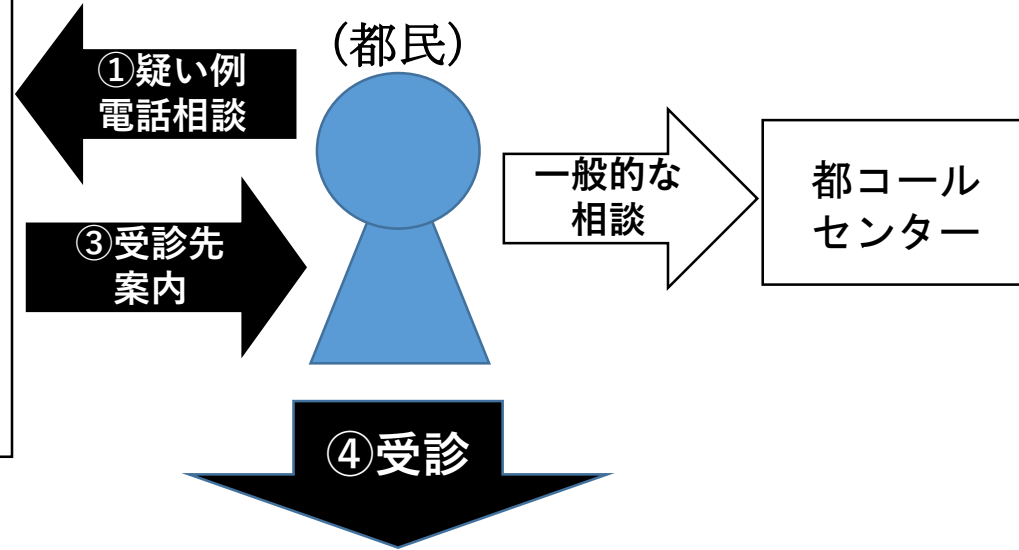
【都・特別区・八王子・町田市保健所】

帰国者・接触者電話相談センター

< 疑い例の定義（以下のⅠ及びⅡを満たすもの）※ >

- Ⅰ 発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状を有している
- Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の（ア）（イ）の暴露歴のいずれかを満たす。
 - （ア） 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
 - （イ） 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

※令和2年2月3日時点



②調整

（非公表）帰国者・接触者外来

【感染症診療協力医療機関】 約80病院

保健所経由で遺伝子検査

陽性の場合

【感染症指定医療機関】 12病院

- ・ 特定感染症指定医療機関 1病院4床
(国立国際医療研究センター病院)
- ・ 第一種感染症指定医療機関 4病院8床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- ・ 第二種感染症指定医療機関 10病院106床
(都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)

【感染症入院医療機関】 約190医療機関

(うち55病院は診療協力医療機関を兼ねる)

を活用しつつ、これに加えて
感染症診療協力・指定・入院医療機関でない

【指定二次救急医療機関】

(参考) 指定二次救急医療機関数 241医療機関

にも、入院を要する患者の受入を要請

上記の体制については、関係機関と必要な調整の上、今週末を目途に立ち上げる

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口 (コールセンター) の設置について

1 開設日時

令和2年1月29日(水) 午後6時

2 受付時間

午前9時から午後9時まで(土、日、祝日含む)

3 相談対応件数

	1/29 (水)	1/30 (木)	1/31 (金)	2/1 (土)	2/2 (日)	累計
午前9時～午後1時	-	113	161	141	82	497
午後1時～午後5時	-	122	125	77	59	383
午後5時～午後9時	23	89	116	58	52	338
合計	23	324	402	276	193	1,218

*1/29のみ午後6時～午後9時の対応

4 主な相談内容

- ・症状・治療・予防等の一般的な健康相談
- ・検査について
- ・有症状の相談
- ・流行地域からの旅行者・帰国者との接触について
- ・医療機関(受診)について
- ・その他御意見等

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、感染者数は、中国国内及び世界各地域を合わせ 1 万人を超える事態となりました。

1 月 31 日には、世界保健機関（WHO）は、今般の感染症の発生状況について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表し、我が国においても感染症法の指定感染症に指定され、2 月 1 日付で施行されました。

都内においても、すでに数名の方の感染が確認されていますが、今後も患者の発生や更なる拡大が危惧されます。

国におかれては、国民の安全、安心の確保や、区市町村、医療機関での円滑な対応に向け、下記のとおり対策を講じられるよう、緊急要望いたします。

記

- 1 現在、新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義は、厚生労働省の通知により、発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状を有するとともに、2 週間以内に武漢市を含む湖北省への渡航歴がある、又は「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある者とされている。
こうした方へのウイルスの保有状況の確認検査は、発症後に行うものとされているが、健康状態の把握と二次感染の未然防止の観点から、患者との濃厚接触者については、無症状でも検査を行えるよう統一的な指針を示すこと。
その際、これらの検査を実施するに当たっての体制整備や都道府県等への財政支援を行うこと。
- 2 検査対象者の定義については、流行状況を見極めながら、必要な対象者に的確に検査を実施できるよう、随時、適切に見直しを行うこと。
- 3 新型インフルエンザについては、検疫法において隔離・停留の措置が行えることが明確にされており、また、重症急性呼吸器症候群（SARS）発生の際にも検疫法第 34 条が適用される政省令が発出され、隔離・停留が可能な措置がとられたが、新型コロナウイルス感染症については、現在、検疫法上の隔離・停留の措置が行えず、また、流行地域からの渡航者であっても無症状の者に対する検査等が行えない。

本感染症については、無症状病原体保有者からの感染の可能性も考えられ、それらの者が国内で発症するリスクもあることから、新型インフルエンザ等と同様な対応が可能となるよう必要な措置を検討すること

- 4 今後の感染拡大にも的確に対応するため、国としてPCR検査体制を強化するとともに、民間検査機関でも検査が可能な体制を構築すること。また、地方衛生研究所に対する技術的支援、必要な検査資材等の供給を行うこと
- 5 ウイルス保有の確認検査を医療機関でも行えるよう、迅速診断キットの開発を早急に進めるとともに、予防ワクチンの早期開発に取り組むこと。また、医療機関に対して必要な検査・衛生資材等を供給すること
- 6 マスクやアルコール消毒薬等、国民の感染予防に資する衛生資材が不足することのないよう、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、必要な資材の安定的な流通に万全を期すこと
- 7 新型コロナウイルス感染症に対する正確な知識と情報により、国民の不安が払拭されるよう、より分かりやすく情報を発信・提供すること
- 8 国民からの様々な相談に対応するため、国による電話相談の充実を図ることはもとより、地方自治体に対しても円滑な住民相談の実施に必要な支援を行うこと

都としては、感染拡大の防止に向け、国と連携しながら、今後とも対策に万全を期してまいります。

「第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年2月3日（月）16時00分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

これより「第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。まず、現在の状況について説明いたします。

「新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応」についてです。国内外の発生状況として2月1日9時時点では25ヵ国、約12,000人の感染が確認されています。都内の発生状況について変化はありません。

国においては、2月1日ですが第4回の対策本部会議を実施、政令の施行が実施されています。

都の対応といたしまして、感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し、東京湾における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催しております。また第1便、第2便については、変更ありません。帰国邦人への対応ですが、宿泊スペース等の都合により、警察大学校（府中市）及び西ヶ原研修合同庁舎（北区）から税務大学校（埼玉県和光市）に2月1日に移送済です。これに伴い、医師や看護師、保健師、事務職員の派遣を終了しております。第3便については変更ありません。

新型コロナウイルス感染症への各局への対応ですが、この後ご発言のある局については各局からご説明願います。では資料のある福祉保健局からご説明願います。

【福祉保健局】

新型コロナウイルス感染症対策・今後の対応について、大きく5点掲げております。特に、相談体制の拡充及び医療体制の整備について図解説明をさせていただきます。都民の方が抱えている不安、要望のご相談ですが、一般的な相談については都コールセンターで相談を受けさせていただいております。ただ、発熱かつ呼吸器症状を有している、武漢市を含む湖北省への渡航歴がある等の要件に当てはまる方で、もしも自分が感染しているのでは、といった不安があった場合、帰国者・接触者電話相談センターを新たに設置したいと考えております。これは、東京都及び特別区、町田、八王子の都内すべての保健所と共同運営させていただくことといたしまして、通常の一般相談のコールセンターとは別に設定させていただくことといたします。そののち、接触者電話相談センターにおきまして、疑い例に該当する場合、センターの方から、非公表の帰国者・接触者外来を、感染症診療協力医療機関を設けまして、診察していただく形になってございます。そのうえで、再度保健所経由で遺伝子検査を行い、陽性と判明した場合は感染症指定医療機関で入院等治療にあたっていただく形になっております。また感染症入院医療機関を活用しつつ、これに加えて感染症診療協力・指定・入院医療機関ではない指定二次救急医療機関にも、入院を要する患者の受け入れを要請する体制も考えております。

これらの仕組みについては、関係機関と必要な調整の上、今週末を目途に立ち上げる予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、新型コロナウイルス検査体制の強化について、健康安全研究センターの新型コロナウイルス検査枠を拡大し、1日あたり現行の10件から24時間体制をとりまして、最大30件の検査が可能となります。

また、都民への情報提供の充実ですが、新設・拡充する相談体制の周知、ホームページによるタイムリーな情報提供を日々行っております。

関係機関の対応力向上ですが、医療機関、保健所の協力を頂きまして、共通認識を図るため、情報提供、共有とか、例えば診察に必要な防護服等の提供を行っていく予定でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口（コールセンター）の設置について説明いたします。これは、今実施している一般相談コールセンターでございます。開設日時は令和2年1月29日からで、相談対応件数は2月2日まで累計1,218件でございます。主な相談内容については症状・治療・予防等の一般的な健康相談、検査について、有症状の相談等でございます。

もう一点でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望の案でございます。これまでご案内のとおり、国内の発症はきわめて早期の段階です。ですので、これをできるだけ早い段階で封じ込めていくということからも、国に対して改めて水際対策を徹底していただきたいということ、また、自治体、地域の医療機関に対する検査や医療資源の提供等の要請を改めて行っていただきたいということで、資料のとおりまとめさせて頂きました。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。緊急要望については本部長から指導を頂きまして、最終案を現在修正中でございます。完成いたしましたら、皆様のお手元に届くように処理をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは各局の対応についてご発言のある局は挙手をお願いいたします。それでは生活文化局お願いいたします。

【生活文化局】

生活文化局では、これまでも都の公式ホームページやツイッター、フェイスブック等で新型コロナウイルスに関連する正しい知識や感染予防等に関する情報を発信しております。1月31日からは、スマートフォンアプリの「LINE」で都政情報の発信をおこなっております。これに加え、本日から感染症に対する東京都からのお知らせ動画をSNS、東京動画で発信しております。今後はさらに、関係局と連携し、知事からの直接の呼びかけも含めまして、感染予防対策について、動画を活用した情報を積極的に発信してまいります。その際、英・中・韓の3カ国語でも発信してまいります。以上です。

【危機管理監】

他にご発言のある局はございますでしょうか。それでは技監からお願いいたします。

【都市整備局】

都市整備局では、関係各局と連携いたしまして、先週まで、冬のスムーズBiz実践期間として、テレワークやフレックスタイム制、これらを活用した時差出勤など、多様な働き方の実践を企業に呼び掛けておりました。こうした働き方は、企業の生産性の向上、あるいは災害時の事業継続につながるということでお願いしたわけでございますが、今回のような感染症の予防にも有用と考えてございます。冬のスムーズBiz実践期間終了後も今後ともスムーズBizの活用について、こうした趣旨を踏まえて、呼び掛けてまいりたいと思います。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございます。では産業労働局お願いします。

【産業労働局】

当面の対応として、旅行業者等関係団体を中心に電話による聞き取り調査、ヒアリングを実施、ホテル形態もまちまちなので、いろいろなケースもありますが、中国の方の団体旅行の中止、また日本人の旅行のキャンセルがあり、今後のキャンセル状況がどうなるのか懸念があることが分かりました。こうした意見を受けまして、今後、ホテル、旅館組合だけでなく東京商工会議所や商工会連合会等、関係団体にも緊急調査を実施いたしまして、必要な対策を構築する予定としております。

なお、1月30日に、産業労働局金融部と中小企業振興公社に特別相談窓口を設置、融資などの各種相談にあたっています。相談件数は8件と今のところ少ないですが、中国関係のご商売をしている方から、融資の相談があると伺っています。以上です。

【知事】

週末を跨ぎましたけれども、現場の皆さんは関係なく対応に当たっていただいていることと思います。大変ご苦労様でございます。

さて、新型コロナウイルス関連肺炎の患者数ですが、中国以外に日本を含む24か国に拡散しており、2月1日の9時時点で、その数は約12,000名となっております。

我が国でも患者数が増加していくなかで、国において、2月1日には指定感染症に指定された、そして午前0時から中国湖北省に滞在歴のある外国人等に厳格な入国審査を始めるなど、水際対策の徹底が行われているところです。

都におきましても、福祉保健局においてこれまで都民向けのコールセンターを設置して、先ほども 1,218 件とございましたけれども、さらに国内における感染の拡大を食い止める、そのために、まず「帰国者・接触者電話相談センター」、これを設置した、それから都内の医療機関の協力を得て、「帰国者・接触者外来」を開設して、また、検査体制の強化等にも取り組み、相談から医療・検査体制に万全を期していきたいと思えます。

それから、時期でありますけれども、関係機関とも調整の上で、迅速に準備を始めていただいて、今週末を目途にしてスタートさせていただきたい。その間は、既に開設したコールセンターと、そして保健所における相談等で対応をしたいと考えています。

それから、この機に、国に対しては水際対策の徹底等、各自治体を実施する感染拡大防止対策の強化も含めてですね、合計で 8 項目の要望を出す、ということでございます。

そのなかで 4 つ挙げますと、まず①患者との濃厚接触者等で症状がない方へのウイルス保有検査の実施、そして②検疫法上の隔離・停留が可能な措置、③PCR 検査体制の強化、④迅速診断キットやワクチンの早期開発等について、専門家の意見も聞いた上で、正式に国に要望をして参ります。

それから、各局報告をいただきましたが、それぞれ引き続いて事態の推移にあわせて、適切な対応を取られるようお願いをいたします。

また、都といたしましても体制の強化のために、本対策本部に統括副本部長の設置をいたします。多羅尾副知事には総合調整担当として、そして梶原副知事には医療保健担当として、統括副本部長の設置をいたします。いずれにせよ、全庁一丸となってこの事態に取り組んでいきたいと思っております。重ねてよろしく願いいたします。

それから、今後でありますけれども、今週中には未だ残されている中国武漢周辺滞在の在留邦人の帰国も想定をされております。また、医療面からの支援など、都としてあらかじめ万全の対応をできるだけ準備をしておいていただきたいと思います。

それから、帰国者で潜伏期間が2週間を経過して、他の人に対して感染させる恐れがなくなった方で、国からの要請がある場合は、当面住居の対応が必要になってきた方に対して、都として支援をしていく用意をしておいていただきたいと思います。

いくつも課題がありますけれども、一つひとつ真摯に当たっていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局、各機関とも本部長のご発言内容の徹底をお願いします。

以上で、「第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。